

補助金交付申請の際に必要な書類

- 1 補助金交付申請書（第1号様式）
- 2 改修計画書（第2号様式）・改修計画書附票（第2項様式の2）
※ 改修の概要については間取りがわかる程度の図面に、改修工事の箇所及び内容を明示すること。
- 3 補助対象住宅の所有者が確認できるもの（下記のうちいずれか1つ）
 - (1) 固定資産納税通知書（納税者住所氏名及び固定資産の課税明細部）の写し
※ 平成29年6月以降申請は、平成29年度のものとする
 - (2) 固定資産家屋台帳の写し…資産税課（市役所本館2階）、各支所・行政センター（1通300円）
 - (3) 名寄帳…資産税課（市役所本館2階）・各支所・行政センター等（1通300円）
 - (4) 建物登記事項証明書…長崎地方法務局 長崎市万才町8-16 095-826-8127（1通600円）
- 4 市税の納付を確認できるもの
 - (1) 完納証明書…収納課（市役所本館2階）・各支所・各行政センター等（1通300円）
- 5 工事見積書
 - (1) 申請者宛てであることがわかるよう記載してあり、見積日、請負者の住所、氏名、押印（改修計画書と同じ印）があるもの。
 - (2) 工事を行う箇所及び内容がわかるよう項目毎に算定し、消費税額の記載も必要。
- 6 着工前写真
 - (1) 建物全体（建物がわかる外観）及び施工予定箇所（工事を行う各部分毎）の写真
※ 屋根塗装・瓦葺替など足場を架けないと写真が撮れない箇所は、誓約書を徴したうえで受付ける。
- 7 その他の提出書類（該当する場合のみ）
 - (1) 手続を代理人が行う場合 … 委任状（第3号様式）
 - (2) 住宅を所有する予定の者（要綱第2条第2号） … 売買契約書等
 - (3) 住宅の所有者が死亡しており未相続の場合 … 住民票の写し又は戸籍
※ 所有者の死亡及び申請者との続柄を確認するため、確認のため複数枚必要となることがある。
 - (4) 単身赴任等で所有者が補助対象住宅に居住していない場合（要綱第2条第4号）
 - 住宅改修にかかる委任状（第3号様式の2）
 - 補助対象住宅の所有者と申請者の続柄が確認できるもの … 戸籍※ 所有者と申請者との続柄を確認するため、確認のため複数枚必要となることがある。

完了実績報告の際に必要な書類

（※ 事業完了後30日以内又は3月12日のいずれか早い日までに提出）

- 1 完了実績報告書（第10号様式） ※ 印鑑は申請書と同じもの
- 2 工事完了証明書（第11号様式） ※ 印鑑は改修計画書と同じもの
- 3 完成写真
※ 下地、土工事等、工事により隠ぺいされる部分がある場合は施工中の写真も必要
- 4 工事代金領収書の写し
※ 領収書の印鑑は改修計画書と同じもの
- 5 アンケート
- 6 その他の提出書類（該当する場合のみ）
 - (1) 申請の段階で補助対象住宅に居住していなかった者 … 住民票の写し
 - (2) 申請の段階で住宅を所有する予定であったもの（要綱第2条第3号） … 建物登記事項証明書